

「ふれあい・いきいきサロン」事業実施要領

- 1 目的 少子高齢化・核家族化の進む中、地域密着型サービスを主とした社会支援が求められている。さらに、住民参加により安心した日常生活が送れるよう、だれもが気軽に参加できる「ふれあい・いきいきサロン」事業を実施する。
- 2 内容 サロン事業は、身近な地域で住民の方々が協力し合い、福祉コミュニティを基本として活動する支えあいの場であり、仲間づくり活動の一環とする。
- 3 サロンの種類（主な参加者）
 - 高齢者サロン（孤立・こもりがちな高齢者）
 - 子育てサロン（子育て中の親子）
 - 障がい児者サロン（障がい家族児者及び家族等・ピアサロン）
- 4 協力者
 - 地区民生委員・児童委員
 - 町内会・当事者組織の役員（老人クラブ・婦人会・奉仕団等）
 - 地域の方々（ボランティア）
- 5 開催場所 なるべく歩いて参加できる場所（地区公民館・集会場・民家等）
- 6 サロンの効果
 - 孤立化の防止
 - 生きがい支援
 - 健康増進（介護予防・リハビリ・ストレス解消 等）
 - 地域の福祉力向上（異世代間交流）
- 7 社協の支援
 - (1) 助成金の交付 1回 1,000円として6回以上・年間12,000円を上限
次年度継続を条件に初回のみ回数を問わず助成
 - ・ふれあいサロン計画書①（年間行事・開催場所）
 - ・ふれあいサロン助成申請書②（サロン名・代表者）
 - ・開催チラシ等③（回覧用・該当地区の全世帯に周知）
 - ・ふれあいサロン報告書④（実施日・場所・参加人数）
 - (2) 取扱い手順
 - ・支所を通じ、初回開催の前月まで①②を提出する
 - ・本所で、年度分の決定と口座振込をする（10日前後）
 - ・支所を通じ、最終月1ヶ月以内に③④を提出する
 - (3) その他
 - ・研修会の開催（リーダー研修会等）
 - ・情報提供等（レクリエーション・サロン保険）